

条件付き一般競争入札実施公告（郵便入札案件）

下記の工事については、条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年5月2日

青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司



記

1 競争入札に付する事項

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 入札番号      | 第 K24001 号     |
| (2) 工事名       | 西部営業所地下貯油槽改修工事 |
| (3) 施工場所      | } 【別記】1のとおり    |
| (4) 工期        |                |
| (5) 工種        |                |
| (6) 概要        |                |
| (7) 予定価格（税込）  |                |
| (8) 入札方法      |                |
| (9) 落札を制限する制度 |                |

2 入札参加資格

条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森市企業局財務規程（平成18年企業局管理規程第21号。以下「財務規程」という。）第167条の規定により準用する青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森市企業局競争入札参加資格等に関する規程（平成18年青森市企業局管理規程第22号。）第2条第1項の規定により作成したとみなした青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により、建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 参加資格規則第9条第2項各号に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領（平成18年4月1日実施。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他【別記】2に示す資格に該当する者であること。

### 3 契約条項を示す場所

契約条項は、別に定める場合を除き、青森市工事請負契約標準約款（令和3年3月22日青森市公告第67号。以下「約款」という。）のとおりとし、市ホームページにおいて閲覧することができる。

### 4 設計図書の貸与

- (1) 入札参加希望者は、設計図書貸与期限までに設計図書の貸与を求めるものとし、貸与を希望する日の前日（青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時までに予約しなければならない。この場合、青森市企業局条件付き一般競争入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「入札実施要領」という。）第8条第3項に規定する設計図書受領予約兼受領書を、ファクシミリにより貸与場所へ申し込むことにより予約するものとする。
- (2) 対象工事に係る設計図書は、次のとおり貸与するものとする。
- ア 貸与期限 令和6年5月20日（月）
- イ 貸与場所 【別記】10に示す契約担当課
- ウ 貸与対象者 【別記】2に示す入札参加資格（参加形態及びその他を除く。）を満たす者。
- エ 設計図書返却開始日 令和6年5月10日（金）
- (3) 設計図書の受領については、貸与の予約の翌日（翌日が休日に当たるときは、その翌日）から設計図書貸与期限までに貸与場所で、設計図書受領予約兼受領書の原本と引き換えにより行うものとし、貸与は無料とする。なお、受領は月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までにを行うものとする。

### 5 質疑応答

入札に参加しようとする者のうち、本工事に係る設計図書に関して質疑がある者の質疑書の提出方法及び回答方法は【別記】3のとおりとする。

### 6 入札保証金

【別記】4のとおり。

### 7 入札執行の日時及び場所等

【別記】5のとおり。

### 8 入札の方法

条件付き一般競争入札の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札書に、入札金額、氏名又は名称、その他必要事項を記入し、【別記】5に示す書類を添付し提出するものとする。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入するものとする。
- (3) 入札書等の提出は、郵送の方法が一般書留又は簡易書留のいずれかによることのほか、青森市企業局郵便入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「郵便入札要領」という。）第3条第1項から第3項までの規定により行うこととし、入札書等郵送開始日、到着期限及び郵

送先については、【別記】5のとおりとする。

- (4) 郵送した入札書の差替え又は撤回は、認めないものとする。
- (5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、入札実施要領第11条第2項の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。なお、この場合において、初回の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できないものとする。

## 9 入札の辞退

入札参加者が当該入札を辞退しようとする場合は、【別記】5に示す入札の開札予定日時までに、郵便入札要領第3条第5項に規定する入札辞退届を青森市企業局交通部管理課へ直接持参しなければならない。

## 10 入札の立会い

- (1) 対象工事ごとの入札参加資格者の中から2人を入札立会人として立ち合わせ、開札を行うものとする。
- (2) 入札立会人は、対象工事ごとの入札参加資格者に申請書等の受付順に通し番号を付し、1番目と2番目に該当する者（法人にあっては代表者、JVにあっては、JVの代表者）を選任するものとする。
- (3) 前号により選任された入札立会人には、郵便入札要領第4条第3項に規定する入札立会依頼書により立会いを依頼するものとする。
- (4) 前号により依頼された入札立会人が、当該入札に立ち会うことができない場合は、郵便入札要領第4条第4項に規定する入札立会人委任状により、代理人を立ち合わせるものとする。
- (5) 入札立会人は、入札執行前に郵便入札要領第4条第5項に規定する入札立会人名簿に署名押印するものとする。
- (6) 予定された入札立会人が当該入札に立ち会わないときには、当該入札事務に関係のない青森市企業局交通部の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。

## 11 入札の無効

財務規程第167条の規定により準用する財務規則第117条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 申請書等を提出していない者が行った入札
- (3) 8に定める入札の方法以外の方法による入札
- (4) 定められた入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (5) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (6) 郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (7) 郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- (8) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (9) 工事費内訳書の提出がない入札及び入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札

## 12 同価格入札の取扱い

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人にくじを引かせて、順位及び落札候補者を決定する。この場合において、立会人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 13 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

### 14 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。

ただし、青森市企業局低入札価格調査制度要綱（平成23年9月1日実施）の規定により失格又は失格とみなされた者及び青森市企業局最低制限価格制度要綱（平成18年4月1日実施）の規定により失格となった者は落札候補者とししないものとする。

(2) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期間内に提出しないとき、又は資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(3) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札をした者を落札候補者とし、同様の審査を行い、落札者を決定する。

### 15 入札参加資格の審査

14の資格審査における提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】6のとおりとする。

### 16 契約保証金

【別記】7のとおり。

### 17 契約の締結

(1) 落札決定の翌日から5日（期限の日が休日に当たるときは、その翌日）以内に契約を締結するものとする。

(2) 落札決定後、当該工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

### 18 前金払等

【別記】8のとおり。

### 19 その他

(1) 入札に参加しようとする者は、関係法令及び入札心得を遵守しなければならない。

(2) 落札決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 本工事に係る特記事項及び入札に用いる様式等は【別記】9のとおりとする。

### 20 工事担当課及び契約担当課

【別記】10のとおり。